鎌倉市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、鎌倉市が所有する施設等の命名権(以下、「ネーミングライツ」という。)の 適切な導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方を まとめたものです。

各事業所管課においては、このガイドラインを参考に、ネーミングライツの導入手続きを進めてください。

2 ネーミングライツ導入の目的

- (1) 厳しい財政状況の中、安定的な財源を確保することにより、施設等の良好な運営に努めます。
- (2) 民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力や、市民サービスの向上を図ります。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる 代わりに、ネーミングライツを取得した企業等(以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。) から対価を得て、施設等の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。
- (2) ネーミングライツの導入により市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理や運営に充てることとします。
- (3) ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設等の名称は変更しません。

4 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、(1)市が選定した施設についてスポンサーの募集を行う場合(以下、「施設特定募集型」という。)と、(2)団体等からの提案を募集する場合(以下、「施設提案募集型」という。)があります。いずれの場合においても、市ホームページや「広報かまくら」等により広く公表します。

- (1) 「施設特定募集型」の手続きの流れ
 - ① 対象施設の決定
 - ② 募集条件の決定(募集要項等の作成)
 - ③ ネーミングライツ・パートナーの募集
 - ④ 審査委員会の開催(優先交渉権者の決定)
 - ⑤ 優先交渉権者との協議
 - ⑥ ネーミングライツ・パートナーの決定
 - ⑦ 契約の締結
 - ⑧ 施設表示等の変更
 - ⑨ 愛称の使用開始
- (2) 「施設提案募集型」の手続きの流れ
 - ① 団体等からの提案の募集
 - ② 審査委員会による審査(提案に対する採用の可否)
 - ③ 提案団体等との協議
 - ④ ネーミングライツ・パートナーの決定



- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始
- ※ 施設提案募集型の場合で、市が施設を決定し、あらためてスポンサー募集を行うことにより、 複数の応募が見込まれる場合(例:大規模で知名度の高い施設など)は、審査の結果、手続き の途中で施設特定募集型の手続きに転換することもあります。
- ※ 導入手続きのフロー図は「別紙1」のとおり。

5 導入対象施設等

- (1) ネーミングライツを導入する対象施設として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園などの市有施設(及びそれらの一部)、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。(以下、「施設」という。)
- (2) 対象とする施設は、施設の性格、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。(例:市役所庁舎や学校等)

6 ネーミングライツ付与の対価について

他自治体における類似事例や利用者数、メディアに取り上げられる頻度などを考慮し、施設ごとに ネーミングライツ料(対価)を算定します。

また、ネーミングライツの対価については金銭だけでなく、役務(サービス)の提供等も想定しています。(例:施設の維持管理、設備のグレードアップ等)

7 契約期間

(1) 市有施設の場合

原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入(予定)施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

8 愛称

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるも の
- キ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

(1) 募集方法

ア 募集は、原則公募とし、市のホームページや「広報かまくら」等に掲載することにより行います。

イ 「施設特定募集型」の募集は、施設ごとに行うこととします。

(2) 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人、その他の団体、若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人(以下、「団体等」という。)が応募できるものとします。ただし、次の事項に該当する団体等は応募することが出来ません。なお、施設の性格や実情等を考慮し、これ以外の事項についても規定する場合があります。(具体の応募資格は、別途募集要項において規定します。)

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等
- イ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている団体等
- ウ 応募書類の提出時時点で、公租公課を滞納している団体等
- エ 会社更生法第 17 条又は民事再生法 21 条の規定による更生又は再生手続きをしている法人(ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。)
- オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体等
- カ 公序良俗に反する事業を行う団体等
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団*
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力 団員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下、「暴力団員等」という。)*
- コ 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに、暴力団員等に該当するものがあるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。*
 - ※ ク~コについては、鎌倉市暴力団排除条例に準拠
- サ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体 等 (ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。)
 - ※ 関連事項 3頁「7 契約期間」
- シ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体等
- (3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

- ア 施設特定募集型、施設提案募集型ともに、応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。
 - ※ 募集要項等の作成に当たっては、10-(2)「審査項目及び審査ポイント」を参考としてください。
- イ 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

募集期間は、次のとおりとします。

- ア 施設特定募集型…原則として30日以上とします。
- イ 施設提案募集型…通年募集とします。
- (6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。

10 選定方法

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員等からなる審査委員会を設置し、提案に対する 採用の可否(施設提案募集型の場合)や優先交渉権者の決定(施設特定募集型の場合)等について 審査・選定を行います。また、審査・選定に当たっては、必要に応じて助言者の出席を求めること ができることとします。

優先交渉権者

応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を 締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等をいいます。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

ア 応募団体等

《審査ポイント》

- 応募資格は適正か
- ② 応募団体等の経営は健全か
- ❸ 施設と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など
- イ 応募の趣旨

《審査ポイント》

- 本市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- ウ ネーミングライツを導入する対象施設(「施設提案募集型」のみ)

《審査ポイント》

- 施設の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設かどうかなど
- 工 愛称

《審査ポイント》

- ❷ 施設の管理運営に支障が生じないか など
- オ ネーミングライツ料

《審査ポイント》

- 応募金額は妥当か
- ② 市の負担経費(サイン表示板架替え費用等)と比較して妥当かなど

力 導入期間

《審査ポイント》

● 安定したネーミングライツ運用が図られる期間かなど

11 施設提案募集型における回答

施設提案募集型への応募に対し、不採用又は施設特定型募集に転換する場合は、応募を受けた日から、原則3か月以内に理由を付して文書で回答します。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結

施設特定募集型において優先交渉権者との協議が整った場合又は、施設提案型募集において提案が採用され、かつ施設特定募集型への移行が行われなかった場合には、当該団体等をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー決定後、すみやかに当該団体等の名称、施設の新名称(愛称)、 ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ、「広報かまくら」等により公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		0
契約期間終了後の原状回復		Ο
パンフレット、封筒等の印刷物や HP の表示変更	0	

● 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

② ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミング・ライツ料の他に別途負担していただきます。

14 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

15 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

16 施行時期

このガイドラインは、平成24年8月20日から施行します。

<u>ネーミングライツ導入手続きフロー図</u>

